

平成13年10月17日

土 木 部 各 課 長  
土木部各地方機関の長 様  
隠岐支庁土木建築局長  
隠岐支庁空港建設局長

土 木 部 長  
( 管 理 課 )

見積依頼先の選定を行う場合の入札参加者指名審査会における審査の徹底について（通知）

土木部が所管する建設工事の請負契約及び測量・建設コンサルタント等の契約に係る指名競争並びに随意契約の相手方とする者の選定については、法令等に定めるもののほか、島根県土木部建設工事入札参加者等選定要領（以下「選定要領」という。）に定めるところによることとされています。

このうち、発注者での積算が困難な契約案件については、契約の相手方と見込まれる者に対し、見積書の作成を依頼することとなりますが、見積依頼先の選定は即ち入札参加者の選定にあたるため、選定要領に基づく選定作業を行ったうえで、入札参加者指名審査会（以下「審査会」という。）の審査を受ける必要があります。

ところが、最近一部の審査会において、見積依頼先選定の段階では審査会にかけられず、入札参加者の指名段階で初めて審査会の審査に付された契約案件が見受けられ、見積依頼先の選定を行う場合の取扱いに適正を欠く実態が明らかとなりました。

については、今後、見積依頼を行う契約案件の発注に際しては、見積依頼先の選定の段階で必ず審査会の審査に付すことを徹底し、見積依頼先の選定が適正に行われるよう努めてください。